

厚生労働科学研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の  
予防・介入・ケアに関する研究

平成17年度 研究報告書

主任研究者 奥山 真紀子

平成18（2006）年3月

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究  
主任研究者 奥山眞紀子 国立成育医療センター

## 目 次

### I. 総括研究報告

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究 (奥山眞紀子) .....	1
---	---

### II. 分担研究報告

#### 1. 虐待対応の基礎構造に関する研究

1) 子ども虐待に対応するソーシャルワーカーおよびケアワーカーの トレーニングに関する研究 (萩原總一郎) .....	21
2) 総合的視点に関する研究 (奥山眞紀子) .....	127
・医療機関における子ども虐待データベースの構築に関する研究 (藤原武男・奥山眞紀子) .....	127
・児童虐待に関する文献検索及びデータベース構築の試み (泉真由子・大川千尋・奥山眞紀子) .....	145

#### 2. 虐待予防に関する研究

1) 妊娠期からの虐待予防に関する研究 (佐藤拓代) .....	153
・揺さぶられっ子症候群の予防プログラムに関する研究 (山田不二子) .....	217
2) 児童虐待の発生予防・進行防止を目指す在宅養育支援のあり方に関する研究 (中板育美) .....	223

#### 3. 特殊な虐待に関する研究

1) 性的虐待のケアと介入に関する研究 (杉山登志郎) .....	241
・その1 性的虐待の現状とわが国の状況 (杉山登志郎・海野千畝子) .....	241
・その2 男児への性的虐待：気づきとケア (宮地尚子) .....	255
・その3 被虐待児の看護 (加藤明美・中嶋真由美・野呂美智代 他) .....	267
2) 性的虐待を受けた子どもの聞き取り面接のあり方に関する研究 (西澤哲) .....	281
3) 医療的な評価・介入を必要とする虐待に関する研究 (宮本信也) .....	309

4. 在宅支援ネットワークに関する研究	
1) 市町村虐待防止ネットワークと民間ネットワークの実態 (加藤曜子) .....	323
2) 児童相談所を中心とした在宅支援に関する研究 (前橋信和) .....	369
3) 虐待に関する医療機関と他機関との連携 (multidisciplinary team) に関する研究 (松田博雄) .....	417
4) 地域が中心となった虐待の在宅支援に関する研究 (渡辺好恵) .....	421
5. 治療法に関する研究	
1) 被虐待乳幼児に対する愛着に方向付けられた治療についての研究 (青木豊) .....	425
2) 虐待を受けた子どものトラウマとその治療に関する研究 (田中究) .....	443
3) 被虐待児の自己調節と感覚統合障害との関連性に関する研究 (星野崇啓) .....	473
・被虐待児の行動の問題に対する作業療法の試み (田辺祐子・杉山登志郎・海野千畝子) .....	483
・虐待や被害を受けた子ども、非行少年に対する動物介在療法に関する文献的研究 (横山章光) .....	489
6. 分離ケアに関する研究	
1) 要保護児童の一時保護に関する研究 (安部計彦) .....	495
・第一部 調査研究 .....	497
・第二部 各所の課題と取り組み .....	653
2) 虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究 (小野善郎) .....	741
3) 施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究 (加賀美尤祥) .....	749
4) 養育の適切さを欠く親へのケアとパーマネンシープラン (田中哲) .....	755
7. 非行・加害・問題行動に関する研究	
1) 発達障害・被虐待体験・非行 (加害行為) の関係に関する研究 (田中康雄) .....	763
2) 児童自立支援施設におけるアセスメントとケア (富田拓) .....	777
III. 研究成果の刊行に関する一覧表 .....	797

## 児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究

主任研究者 奥山真紀子 国立成育医療センター

### 研究要旨

【目的】平成16年度の児童虐待防止法と児童福祉法の改正により、子ども虐待の一次的対応は地域であり、児童相談所は専門的対応に専念できるように配慮された。しかしながら地域にも児童相談所にも戸惑いがあり、行政の打ち出す施策の実施も必ずしも進んでいるとはいえない。一方、子どもの重大事件が社会的問題となっているが、不適切な養育と発達障害がキーワードになることが示唆されていながら、その機序は解明されていない。子ども虐待に関して近年重要視されている予防からケアまで、更には非行や加害の防止までの「切れ目のない支援」が実行されるためには多くの分野の研究が統合されて進まなければならない。本研究はそのために、予防、特殊な虐待、在宅支援・ネットワーク、虐待を受けた子どもの治療法、分離ケア、加害や非行の予防・ケアといったチームを構成し、更に、それを支える実務上の基礎構造である人材育成と、調査研究の基礎構造となるデータベースの構築を含めて有機的に結合した研究を目指した。また、実態調査に留まらず、どのような介入効果があるかを判定する介入研究を目標とした。【結果】本年度は各分担研究班において、基礎的調査や介入方法や評価法の作成などが行われた。医療のデータベース構築や乳児期早期の予防に関する研究などは、効果判定まで行われたものもあった。本研究は単に分担研究の寄せ集めではなく、切れ目のない支援のために統合された研究であることを目指し、年3回開催した全体研究会議、在宅支援チームで開催した検討会議、適宜開いた研究者間の会議、メールでのコミュニケーション、フォーラムの開催、などを行い、コミュニケーションがはかられた。各研究は以下のとおり。＜基礎構造＞医療データベースが構築され、トレーニングに関しては実態研究に基づいたモデルが作成された。＜予防＞早期乳児の親子講習会を通じての予防の効果が示され、妊娠期の両親教室の実態が明らかになり、妊娠期からのSBS予防法に関する海外プログラムの比較検討がなされ、育児支援家庭訪問事業や親支援グループのあり方が検討された。＜特殊な虐待＞性的虐待の発見の増加が予想される中、男子の被害や子ども間の性加害・被害の実態把握と介入開始が行われ、司法面接の基礎が作られた。また、医療において、Shaken Baby Syndrome (SBS)、Munchausen Syndrome by Proxy (MSBP), Non-Organic Failure to Thrive (NOFTT), Sexual Abuse (SA) の実態が把握された。＜在宅支援＞児童相談所、地域全体、保健機関、医療機関それぞれでの実態把握がなされとガイドラインの作成が開始された。また、チーム内コミュニケーションが開始され、問題点が明らかになり、統合された考え方を示す基盤が形成された。＜治療＞愛着・トラウマ・自己感の障害それぞれに関して、文献研究などの基礎研究がなされ、介入法や評価法の決定が行われた。＜分離ケア＞一時保護所の実態が詳細に明らかになり、全体の問題と、規模による差が明らかとなり、困難な問題との関連も

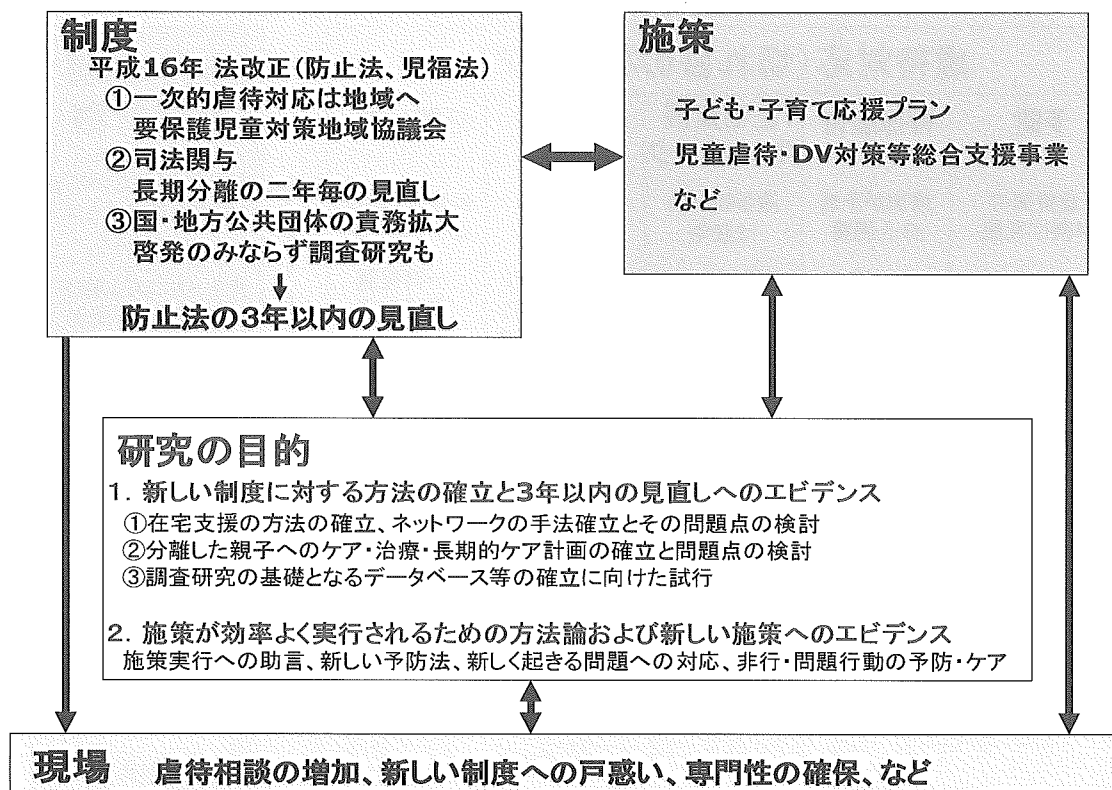
明らかになった。また、重大事件の問題や委託一時保護の利点と問題点が明確になり、特徴的な一時保護所の取り組みに関する情報も収集された。一時保護された子どもの詳細な分析から、再統合の可能性の評価とケース終結（パーマネンシー）の判断について検討するアセスメントの開発と支援方法の検討が必要であることが明らかとなった。施設内虐待に関する研究では、過去に虐待が把握されていることが多く、地域から孤立した施設で権力的な構造を認めた。＜加害や非行＞文献検討と参与的観察から、理論構築がなされ、非行を行う子どものケアが進んでいるかどうかを評価する項目が明らかになった。【考察】虐待対応に関しては総合的視点や連携が重要となる。研究においても研究者同士のコミュニケーションを密にして、統合された視点を持ちながら研究を進める必要がある。また、研究成果を社会に還元していくことも求められていることが明らかであった。基礎構造に関しては、トレーニングも研究の基礎も明らかにできたが、今後はそれを実際に活用していくことが必要となり、行政などとの連携が欠かせない。予防に関しては、乳児期早期の予防の効果が明らかとなり、妊娠期からの乳児揺さぶり症候群を含めた予防を確立することが必要である。育児支援家庭訪問事業や親支援グループに関しては適応を十分に把握した対応が必要であると考えられた。発見が増加している性的虐待に関しては、他の国を見ても、先手を打って制度を構築しておかないと、急速な増加に追いつかない危険性がある。SBS, MSBP, NOFTT, SA に関しては、今後医療におけるガイドラインの必要性が示された。在宅ケアに関してはそれぞれの実態が明らかになったが、それぞれが使用できるガイドラインとともに、連携に供するマニュアルの作成が必要であると考えられた。愛着、トラウマ、自己感の問題に関する治療法に関しては、その基盤や方法論が明らかとなった。今後の効果判定が必要である。分離ケアに関しては、一時保護所の実態が明らかになり、多くの問題点が示され、一時保護所の改革の必要性が示された。今後、改革の方向性を示す研究が必要である。また一時保護に始まり、ケア開始から終結までを考慮した経時的アセスメントシステムとケアの方法の開発の必要性が明らかとなった。施設内虐待に関しては、予防・発見・介入・ケアに関する適切な方法を示していくことが必要と考えられた。特に施設の自己開示と自己変革の可能性を高めることが求められる。非行・加害へのメカニズムに関しては検証が必要であり、ケアの評価も妥当性が検討される必要がある。

### 分担研究者

青木豊（相州メンタルクリニック中町診療所）  
安部計彦（西南学院大学人間科学部）  
小野善郎（和歌山県子ども・障害者相談センター）  
加賀美尤祥（山梨県立大学人間福祉学部）  
加藤曜子（流通科学大学）  
佐藤拓代（東大阪市保健所）  
杉山登志郎（あいち小児保健医療総合センター）  
田中究（神戸大学大学院医学系研究科）  
田中哲（都立梅ヶ丘病院）

田中康雄（北海道大学大学院教育学研究科）  
富田拓（国立武蔵野学院）  
中板育美（国立保健医療科学院）  
西澤哲（大阪大学大学院人間科学研究科）  
萩原總一朗（四天王寺国際仏教大学人文社会学部）  
星野崇啓（埼玉県立小児医療センター）  
前橋信和（関西学院大学社会学部）  
松田博雄（淑徳大学総合福祉学部）  
宮本信也（筑波大学大学院人間総合科学研究科）  
渡辺好恵（さいたま市保健所）

## A. 研究目的



本研究は、平成16年度に児童虐待防止等に関する法律および児童福祉法が改正された。虐待防止制度の変更に関する大きなポイントとしては、以下の点が挙げられる

1) 一次的虐待対応は児童相談所から地域が中心となる形に変更され、要保護児童対策協議会の設置規定ができた。これにより、初期対応は地域が行い、その結果、専門的対応が必要なケースが児童相談所に相談されることになった。

2) 司法関与が増加し、児童福祉法28条に基づいた長期分離がなされているケースに関しては、2年毎に見直しがなされることとなった。つまり、二年間の分離の中で親や子どもにケアがなされて、どのように変化したかを確認して、その後の措置を見直すということになる。

3) 国・地方公共団体の責務が拡大され、啓発のみならず、国・地方公共団体は積極

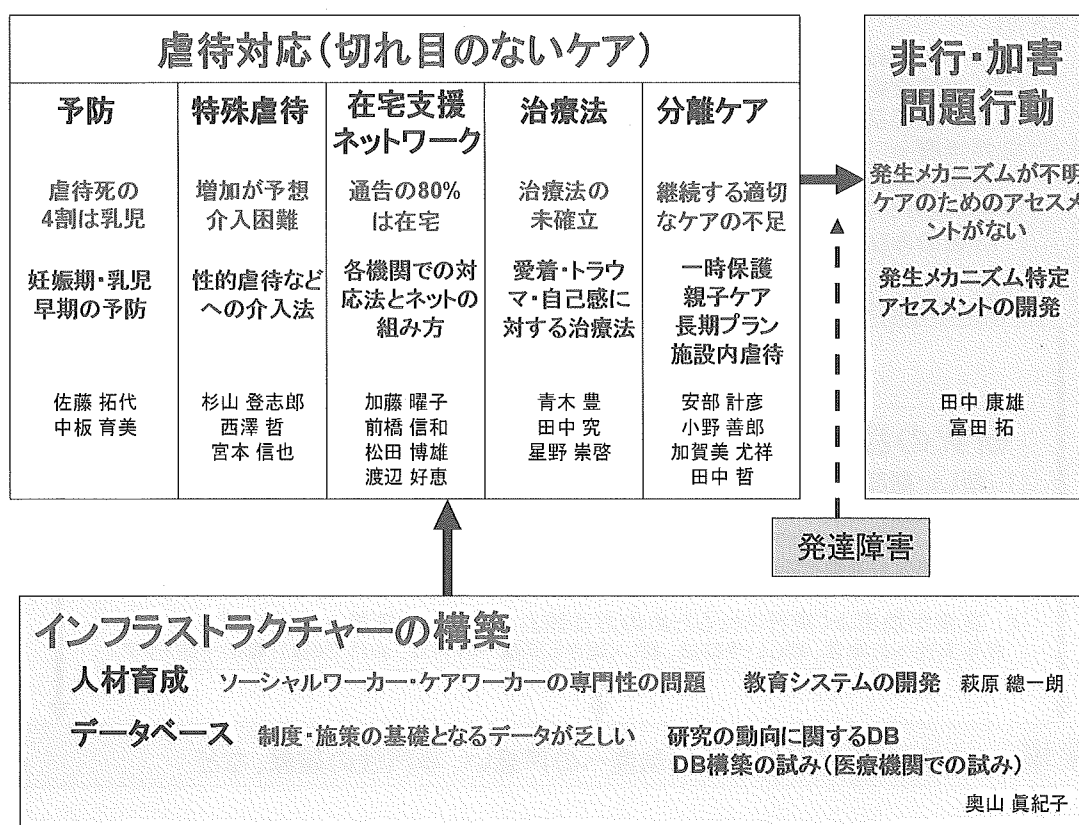
的に虐待対応しなければならないし、調査研究を行う義務も課された。

これを受け、国の行政としては、「子ども・子育て応援プラン」「児童虐待・DV対策等総合支援事業」などで、予防・発見・介入・治療に関する施策が打ち出されている。

このような、制度や施策の変更があるものの、実際の現場では、虐待相談の増加なども伴い、戸惑いが大きい。特に、これまで、地域に専門性が育っておらず、その確保も問題となっている。

これらの状況を踏まえて、本研究では、新しい制度や施策を効率よく現場で実現していくための方法を確立し、3年後の法律の見直し、および、今後の施策に資することを目的とした研究である。

## B. 研究班の構成



研究班の構成に関しては、上記の表のように虐待に対する切れ目のないケアを考え、予防・今後増加すると考えられる特殊な虐待とその対応方法、地域と児童相談所が協働して行う在宅支援の方法の確立に関する研究、虐待を受けた子どもの精神的問題の治療法に関する研究、および分離ケアの研究に関してのグループを形成し、その治療と発達障害との関連で非行や加害問題行動がおきるメカニズムとそれらの子どもたちへのアセスメントと対応、に関するグループおよびそれらの研究や実践を支えるインフラストラクチャーに関する研究グループを構成した。なお、図の中で黒字は表題、赤紫はこれまでに明らかになっている状況、青は研究の内容である。

研究班全体としても、それぞれのチームの中でもコミュニケーションがはかれるよ

うに配慮した。特に在宅ケアに関しては、チーム内の検討会を数回行った。それぞれの研究課題は以下の通りである。

1. 虐待対応の基礎構造に関する研究
  - 1) 子ども虐待に対応するソーシャルワーカーおよびケアワーカーのトレーニングに関する研究(萩原)
  - 2) 総合的視点に関する研究(奥山)
    - (1) 医療におけるデータベース構築に関する研究
    - (2) 研究データベースと施策の状況に関する研究
2. 虐待予防に関する研究
  - 1) 妊娠期からの虐待予防に関する研究(佐藤)
  - 2) 児童虐待の発生予防を目的とした養育支援を必要とする家庭に対する支援のあ

り方に関する研究（中板）

### 3. 特殊な虐待に関する研究

1) 性的虐待を受けた子どものケア・治療に関する研究および性被害体験と加害行為に関する研究（杉山）

2) 被害を受けた子ども及び加害をした子どもの面接のあり方に関する研究（西澤）

3) 特別な知識・技術・配慮が必要な虐待に関する研究（宮本）

### 4. 在宅支援ネットワークに関する研究

1) 市町村および民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究（加藤）

2) 児童相談所を中心となった虐待の在宅支援に関する研究（前橋）

3) 虐待に対する医療機関と他機関との連携 (Multidisciplinary Team) に関する研究（松田）

4) 地域が中心となった虐待の在宅支援に関する研究（渡辺）

### 5. 治療法に関する研究

1) 虐待を受けた子どもの愛着障害とその治療に関する研究（青木）

2) 虐待を受けた子どものトラウマとその治療に関する研究（田中究）

3) 虐待を受けた子どもの感覚運動障害および自己感の障害とその治療に関する研究（星野）

### 6. 分離ケアに関する研究

1) 要保護児童の一時保護のあり方に関する研究（安部）

2) 虐待を受けた子どもと親への支援・治療の評価に関する研究（小野）

3) 施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究（加賀美）

4) 虐待を受けた子どものパーマネンシープランの立て方と親子家族の再統合支援に関する研究（田中哲）

### 7. 非行・加害・問題行動に関する研究

1) 発達障害・被虐待体験・非行（加害行為）の関係に関する研究（田中康雄）

2) 子どもを被害から守り問題行動を予防する総合的視点に関する研究（富田）

### （倫理面への配慮）

それぞれの研究者が、研究の内容に応じて、倫理委員会や情報の二次利用委員会をの承認を得ている。

## C. 方法と結果

個々の研究に関する本年度の成果のまとめを簡単に記す。詳しくは各分担研究を参照して欲しい。

### 1. 虐待対応の基礎構造に関する研究

1) 子ども虐待に対応するソーシャルワーカーおよびケアワーカーのトレーニング（萩原）

#### (1) ソーシャルワーカーのトレーニング

【方法】児童相談所23ヶ所、海外で研修を受けた7名に対するアンケート及び聞き取り調査を行った。

【結果と分析】児童相談所調査からは自治体差が大きく、講義と演習中心の研修が多かった。SV（スーパービジョン）がないこともある。また、OJT (on job training) が意識化されていない傾向があり、多忙さの問題が背景にあると考えられた。

海外のトレーニングに関しては、自己覚知、多様なプログラム、討議、資格取得のための試験などが日本と異なる特徴として挙げられた。

#### (2) ケアワーカーのトレーニング

【方法】児童福祉施設42ヶ所、研修センター9ヶ所のアンケート調査を行った。

【結果と分析】児童福祉施設においては、計画的研修がなされておらず、知識研修が主体となっていた。また、ソーシャルワーカー同様、OJT が意識化されておらず、SV が明確化されていない。



研修センターに関しては、児童養護に特化した人材育成研修は一部のみであり、施設現場との連携が薄い、研修の評価方法がないなどの問題が認められた。

【今後の課題】以下の課題が残されており、来年度に行う予定である。

- ①本年度調査した機関の個々の職員への質問紙調査。
- ②近接領域の保健師、家庭裁判所調査官などの育成方法調査
- ③文献・資料により調査
- ④わが国におけるSW及びCWのトレーニングのあり方について提言

## 2) 総合的視点に関する研究 (奥山)

### (1) 医療におけるデータベース構築に関する研究

【方法】簡易データベースを作成して院内SCAN (Suspected Child Abuse and Neglect) チームで扱った虐待疑い例 181 件、177 名 (全新患者の 0.2%) を後方視的入力。因子を寄与因子 (30 項目) と発見因子 (11 項目) に分けてリスク判定の結果との関係を分析。それをもとに多項目からなるデータベースを構築して電子化して電子カルテと連結し、前方視的研究の基礎を作った。

【結果】後方視的分析の結果は以下の通りである。

- ①医療でのケースの特徴は死亡例調査の結果と重なる。
- ②親や家庭の状況、受診までの時間などの重要な項目が把握されてにくい。
- ③統計的には、特異度および陽性反応適中率が有意に高い発見因子は眼底所見。蓋然性が有意に高いのは「基礎疾患あり」(寄与因子)と「親の説明の矛盾」(発見因子)であった。

前方視的に入力できるデータベースの構築に関しては、発見した医師、SCAN チーム

の医師、看護師、ソーシャルワーカーのそれぞれが入力する形で構築して電子化して電子カルテに接続した。来年度 4 月より稼動予定である。

【今後の課題】今後の課題は以下の通りである。

- ①前方視的に入力して検討し、ケース数を増加させ、外傷、発育障害など、発見時の主訴別の解析を行って発見及びリスク判断の精度を上げること
- ②虐待を疑った時の問診の仕方をマニュアル化して、情報を得る方法を確立すること
- ③DB の使いやすさを考えて DB のバージョンアップをはかること
- ④DB を同様の虐待対応チームを有する医療機関で試行すること
- ⑦医療以外の DB の構築についての検討を開始すること

### (2) 研究データベースと施策の状況に関する研究

【方法】国会図書館、厚生労働科学研究、文部科学研究より抽出して、項目分類してデータベース化を行った。

【結果】児童虐待防止等に関する法律が出来てから、研究も急速に伸びている。研究の種類としては、今年度は文部科学研究を分析したところ、多い項目は予防 (3 割)、実態把握調査 (1 割) であった。また、研究の内容としては予防が多かった。

【今後の課題】厚生労働科学研究及び国会図書館の DB に関しても検討を行い、さらに、行政的な施策と照らし合わせて、今後、どのような研究が必要かを検討する。

## 2. 虐待予防に関する研究

### 1) 妊娠期からの虐待予防に関する研究 (佐藤)

(1) 乳児期早期からの集団的支援のこころみ

【目的・方法】 4ヶ月児健診よりも早期に支援を開始する必要があるが、全数家庭訪問は人口規模の大きいところでは困難である。早期に保健サービスにつなぎ、初めての子育がうまくいくよう支援し母の自尊心を高めるとともに、要支援者に早期介入を行うため欠席者には全数家庭訪問を行う事業を、人口 51 万人の東大阪市全域において 14 カ所で開始した。内容は、自己紹介・赤ちゃん遊ぶ・タッチケア・親同士のマッサージ・子育てアンケート

【結果】参加者は第 1 子出生数の 60.7%であった。欠席者の 90.0%に家庭訪問を行えた。家庭訪問による支援が必要とされたのは 16.4%であった。支援の結果、4ヶ月児健診で虐待が疑われる状況でフォローが必要なのは状況把握児の 6.2%であったが、4ヶ月児健診全体では、同様の状況でフォローが必要とされたのは 18.1%であったことから、虐待予防の効果があると考えられた。また、4ヶ月児健診受診率がアップ (97.8%→99.2%) した。

【考察】 出産後早期から保健師との関係づくりができたことにより、子育ての不安が解消するとともに、保健サービスが利用しやすくなったと考えられる

## (2) 両親（母親）教室の現状と課題の調査

【方法】市町村が実施している両親（母親）教室に約 55 万人の参加者があり、教室を虐待予防の視点からの展開を検討するとともに、虐待を予防する妊娠中の支援内容について検討するため、全国保健センター 2140 カ所に調査を行った。

【結果】回答率は 54%。母親教室と両親教室のどちらも実施していないところが 18.3%。人口が少ないところは実施率が低く、特に両親教室は低い。母親教室の内容は分娩と交流、両親教室は父親の育児参加と児のケアが多い。親子の絆のプログラム

は 147 カ所 (16.0%)、虐待予防は 36 カ所 (3.9%) にあった。

教室の課題は参加人数が少ないことで、特に小さい市町村に多い。保健センターの教室の役割は妊婦同士の交流と保健サービスを知ってもらうことで、産科では分娩の場を知ることにある妊婦の訪問は 1 カ所あたり平均 12 人弱と多くない。対象者は若年親が多く、不安の解消や保健師と信頼関係を構築するよう努めている。

【考察】人口の少ないところでも仲間づくりは重要で、教室の広域開催を考慮する必要がある。集団支援と個別支援のどちらも重要と考えられた。人口の多いところと少ないところの地域にあったプログラムの必要背がある。地域の産科との連携を深め、保健センターの教室の役割を明確にする必要がある。愛着形成を育むプログラムが必要と考えられた。妊婦への家庭訪問が少ない。家庭訪問を行いやすくするよう、具体的に働きかける内容等を保健師にしめすマニュアル等が必要である。

## (3) 乳児揺さぶり症候群の予防に関する検討

【方法】海外でよく使われる以下の 3 種類のプログラムの翻訳を行った。

1. SBS 101 (National Center on Shaken Baby Syndrome 製作販売) : PowerPoint ファイルと講義用テキストがインストールされた CD-ROM (以後、SBS 101 と略す。)
2. Mark S. Dias, MD, FAAP, (Department of Neurosurgery, Pennsylvania State University, College of Medicine) が開発した SBS 予防プログラム : 産科を有する病院で、新生児が誕生したばかりの両親に提供される SBS 予防教育 (以後、病院プログラムと略す。)
3. Fran Tolliday, (Women's and Children's Health, Westmead, Australia) and Sue Foley (The

Children's Hospital at Westmead, Australia)が開発した SBS 予防プログラム:3分間アニメーションDVD(以後、オーストラリア・プログラムと略す。)

【結果及び考察】National Center on Shaken Baby Syndrome が製作した SBS 101 は子どもに関わる専門職の教育に適しており、Mark S. Dias, MD が開発した病院プログラムは親になったばかりの両親を教育するプログラムとして適していた。オーストラリアの Fran Tolliday らのプログラムは手頃である反面、やや正確さに欠ける部分があり、個々人に対する教育プログラムとしてはあまり適切でないと考えられる。ただし、一般の人々に対して広く SBS を啓発していくうえでは有用であると考えられた。

2) 児童虐待の発生予防を目的とした養育支援を必要とする家庭に対する支援のあり方に関する研究 (中板)

(1)「育児支援家庭訪問事業」の効果的実施への提案

【方法】

①育児支援家庭訪問事業のあるべき姿(創設の背景などを考慮して)の概念化を行った。

②育児支援家庭訪問事業 実施自治体へのアンケート調査を行った。

【結果】

①「育児支援家庭訪問事業」概念整理とあるべき姿の図式化が完成した。

②事例研究を通して「育児支援家庭訪問事業」に適する対象の考え方を整理した。

③効果判定の指標作成

④次年度検証に向けたフィールドの決定

(2)親支援グループミーティングの理論構築と評価指標に作成

【方法】

①親支援グループミーティングの考え方

(対象の捉え方、母子保健活動との連動性、実施手順、評価・効果判定の方法)の提示を行った。

②提示した親支援グループの実施とそれに基づいた評価を行い、効果を表面化させる。

【結果】親支援グループミーティングの考え方を整理し、全国フォーラムを3回実施して周知を行った。それを通して、次年度の親支援グループミーティング実施フィールドの決定を行った。(埼玉県川口市、東京都東大和市)

### 3. 特殊な虐待に関する研究

1) 性的虐待を受けた子どものケア・治療に関する研究および性被害体験と加害行為に関する研究 (杉山)

(1)性的虐待の現状に関する検討

【方法】文献的検討とあいち小児保健医療総合センターでの症例検討から分析を行った。

【結果】現状は氷山の一角である。H16年度の児相通告例の3%でしかなかったが、実測値では女性の39.4%男性の10.0%という報告もある。対応の不備も大きく、加虐者との分離は43%のみであった。特に、虐待的絆や性的虐待順応症候群に対する理解の不足が大きな問題であった。また、精神症状に関しては、2割が sleeper effect となり、後年のもっとも頻度が高い精神障害はうつという報告が多かった。

(2)男児への性的虐待に関する研究

【方法】文献的検討と研究協力者の宮路が経験した症例の検討

【結果】性被害に遭う男性は多いが、その認識がなされてこなかった。例えば、強姦罪は女性のみに適応されている。症状としては、男性の被害者も強い精神医学的後遺症を生じ、ジェンダーや性同一性の混乱が起きる。男性の被害者の3割が加害行為に

至り、加害者の9割が被害歴を持つという報告がある。一方、ケアが早期あれば性的加害行為や連鎖を減らすことが出来ると考えられている。女性の性的虐待との臨床的な違いとしては、コントロール型の情緒的反応を取りやすい、怒りの感情が外部に向けられることが多い、支援を要請することが少ないなどが挙げられる。

### (3) 施設内子ども間性的虐待の防止と予防の検討

【方法】ある養護施設の入所児童35人に関して、性的加害・被害の状況をまとめた。それを基に、施設職員へのコンサルテーションを行い、さらに、安全確保と才虐待予防のための心理教育プログラムを実施した。入所児童に対しては、治療教育として、カナダで行われているケア・キットプログラムを翻訳して実施を開始した。

#### 【結果】

入所児童のうち、被害もしくは加害があった子どもは33名にのぼった。プログラムを開始して変化が感じられている。プログラムの有用性に関しては今後の課題である。

### 2) 被害を受けた子ども及び加害をした子どもの面接のあり方に関する研究(西澤)

#### 【目的】

①性的虐待を含む虐待被害が疑われる子どもを対象とした、子どもの心的防衛や被暗示性の高さを考慮に入れた面接法を確立する。

②加害行為を行った子どもを対象とした、当該子どもに被害体験がある可能性を考慮に入れた面接法を確立する。

③わが国の子ども家庭福祉領域及び司法領域に上述の面接法を導入するための方法論の検討

【方法】以下のような方法で司法面接に関

する方法論を検討した。

①APSAC(American Professional Association on the Abuse of Children)の“Forensic Interview”のトレーニング・マニュアル及びNCAC(National Children’s Advocacy Center)の“Forensic Evaluation”のトレーニング・マニュアルの検討

②その他、子どもの記憶や子どもの被暗示性などの関連領域の研究に関する文献研究  
③NCACが実施するForensic Evaluationのトレーニング・ワークショップの受講(2006年2月6日～10日@Huntsville, AL.)

【結果】上記の方法によって得られた方法論を分担研究報告書に記載した。

### 3) 特別な知識・技術・配慮が必要な虐待に関する研究(宮本)

【目的】医療的な評価が特に必要とされる子ども虐待のタイプとして、Shaken Baby Syndrome(SBS)、ネグレクト、性的虐待、子どもを代理としたミュンヒハウゼン症候群の4つを取り上げ、それぞれのわが国における診療状況を明らかにする。

【方法】全国の小児科研修指定病院570病院の小児科医師、脳外科医師、産婦人科医師、及び、47都道府県の小児科医会医師(各20名)を対象として、郵送によりアンケート調査を行った。

【結果】この1年間で、SBSは15～20%の病院で診療されており、人数としては45人前後。予後は不良で、約1/3の患児が死亡か重度後遺症という不良な転帰を示していた。

入院が必要なほどのネグレクトは、24%の医療機関で106人の患児が経験されていた。主訴としては、体重増加不良、体調不良、食欲低下(哺乳低下)が主なものであり、10%前後で死亡か重度後遺

症となっていた。

性的虐待は10%の病院で28人の患児が診療されていた。乳幼児が20%近くを占めていた。主訴は、小児科受診児は性的逸脱行為やその他の問題行動が、産婦人科では性器感染症や妊娠などが主なものであった。

子どもを代理としたミュンヒハウゼン症候群では、検査や症状を捏造するものは2~6例と多くはなかったが、症状の訴えだけをするという虚偽タイプが38人と意外と多い結果であった。心配しすぎる保護者との区別が重要と思われた。

【考察】地域の中核となっている小児科では、平均すると約半数の病院で、特殊なタイプの児童虐待の診療を行っていた。医師は、性的虐待と子どもを代理としたミュンヒハウゼン症候群の診療に関して、自己の知識や技能を低く評価していた。性的虐待と子どもを代理としたミュンヒハウゼン症候群に関する診療手引きや研修の場が求められていると思われた。

#### 4. 在宅支援ネットワークに関する研究

##### 1) 市町村および民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究(加藤)

【方法】平成17年6月時点で要保護児童対策地域協議会を立ち上げた地域について、アンケート調査を実施した。対象は116である(回収率57%)。さらに無作為に8県抽出して11月までに立ち上がった市町村についても参考資料として調査をした。あわせて合計では170市町村に送付した。

【結果】要保護児童対策地域協議会を立ち上げてはいても、会議を開いたことがないなど、稼動していない地域も見受けられた。対象となる虐待を受けた子どもはネグレクトが多く、約半数を占めていた。困ってい

ることとしては、どの程度を要保護とすることに戸惑いが見られた。また、リスク判定への不安や児童相談所との役割分担に関する混乱も見られた。民間団体との連携にもなれていない状況が見受けられた。

##### 2) 児童相談所を中心となった虐待の在宅支援に関する研究(前橋)

【目的】児童相談所への虐待相談のうち、親子分離がなされて措置されるのは約10%であり、残りの約80%が在宅支援となっている。これまで手探りであった、在宅支援の方法を確立することを目的としている。

##### 【方法】

①神戸市、大阪市、大阪府各児童相談所の協力を得て、児童相談所が取り組んでいる在宅支援について、現状や課題について報告を得た。

②在宅支援担当福祉司へのフォーカスグループインタビューを実施した。3ヶ所からのベテラン福祉司7名に2回のインタビューを行い、IC録音とDVD撮影を行い、逐語録を作成して分析を行った。インタビュー・クエスチョンは、「家族が家族として維持していくために必要な要素は何ですか?」、「家族が家族として維持していくために援助者が行うことはなんですか?」、「そのような援助を行う際に障害となるもの・必要なものはなんですか?」というものである。

③フォーカスグループインタビューで得られた意見を下に質問紙を作成し、児童福祉司を各児童相談所5名ずつを対象とし、全国児童相談所(支所も含める)197ヶ所に質問紙を郵送した。

##### 【結果】

①各児童相談所は独自に様々なプログラムなどを開発しているが、それぞれ個々に行われており、統一されていない。

②グループインタビューについて

逐語録から意見のカテゴリー化を行った。

A. 「家族維持のために必要な家族が持つべき要素」

1. 地域の家族に対する受け入れ
2. 援助者との関係要因
3. 地域の資源の活用
4. 援助に対する家族の受け入れ
5. リスクに対する緩和要因
  - ①子どもが持つ緩和要因
  - ②親が持つ緩和要因
6. 子どもに対するリスク
  - ①リスクの種別
  - ②生命の危険
7. 養育における最低基準
8. 親子の愛着関係

B. 「家族維持のために援助者が行うこと」

1. アセスメントから具体的な援助計画を立てる
2. 介入や援助のタイミングを計る
  - ①強制介入のタイミング
  - ②援助のタイミング
3. 援助計画の見直しから終結の判断
4. リスクに対するモニタリング
5. 親へのカウンセリングサービス
6. 子どもへのカウンセリングや心理判定
7. 児童福祉司指導（2号措置）という枠組み
8. 親との対峙
9. 児童福祉司による継続的定期的接触
11. 関係機関を媒介にしてケースに働きかける。
12. 関係機関への働きかけ

C. 「家族維持のための援助の際に必要なとなるもの、障害となるもの」

1. 児童相談所の体制
    - ①過重な担当ケース数
    - ②人事異動
    - ③夜間・土日に対応できない
  2. 具体的支援の必要性
  3. 援助を心理的な援助に偏重してしまう
  4. 指導という一方的な形式
  5. 資源の欠如
  6. ワーカーの資質
  7. ストレngths視点
  8. 実践に対するふりかえりや評価
  9. 援助関係を結ぶことの難しさ
  10. 強制的介入から援助への切り替えの難しさ
- ③これらのカテゴリーを基に調査用紙を作成し、本年度中に調査が終了したので、来年度に分析を行う。

3) 虐待に対する医療機関と他機関との連携 (Multidisciplinary Team) に関する研究 (松田)

【方法】 病院内に児童虐待防止委員会を設置して活動している杏林大学病院、地域で行政主導の子どもと家庭を中心にした子育て支援・障害・虐待を区別しないネットワークを構築している東京都三鷹市と保健福祉センター医師と3カ所の医療機関との連携を構築している大阪市内でインタビューによる聞き取り調査を行った

【結果】 聞き取りの結果、医療機関では機関内で連携チームを組んでいるところは増えてきているが、地域の初期対応に医療が十分関わっていないのが現状である。今後被虐待児対応ができる中核医療機関の整備や、虐待の評価に医療機関が関われる法的な整備も必要である。

4) 地域が中心となった虐待の在宅支援に関する研究 (渡辺)

【方法】

①保健センター・保健所等で、保健師がかかわっている16の虐待事例の支援経過分析を行った。

②様々なキャリアをもつ7人の保健師にフォーカスインタビューを行い、保健師に求められる虐待対応への技能(スキル)と、その獲得のための課題を抽出した。

③これらの内容から市町村保健分野における在宅支援事例へのガイドライン(試案)の骨子を作成した。

【結果】

①保健師独特のアセスメントおよび介入の方法があり、それを他の職種との連携に生かせる形の在宅支援が必要である。

②保健師による在宅支援では、医療(特に周産期医療)から在宅生活開始に向けた支援と、在宅生活上で予測される様々な問題解決への支援が、虐待発生を予防する役割として重要であることが確認された。

③保健師活動の基本的な方法として家庭訪問があるが、家庭訪問の技能が十分に会得さ

れていないとの指摘があった。教育の問題であると考えられた。

④ガイドラインの必要性が認識された。

## 5. 治療法に関する研究

1) 虐待を受けた子どもの愛着障害とその治療に関する研究（青木）

【目的】虐待を受けた子どもの精神的問題に愛着の問題の影響が大きいことは知られているが、愛着の問題に関する治療は未発達でありそれを確立する目的で研究がなされている。治療に関する介入研究を行うためには評価が重要であり、本年度は介入研究に用いるアセスメントのツールを作成することを目的とした。

### 【方法】

① 文献レビュー

② 愛着行動チェックリスト、愛着障害チェックリストの作成

【結果】文献研究より、愛着の型と愛着障害とについての実証研究は、被虐待児の中心的精神病理が愛着の問題であることを強く示唆している。これらの実証的研究に基づいて、虐待あるいは虐待ハイリスクの乳幼児に対するアプローチとして、介入の中心的な目標を乳幼児—養育者の愛着関係の改善に置いた試みが開発され、米国各地の代表的施設で組織的に実践されている。それらの研究を以下の5つの側面から展望してまとめた。1) 乳幼児—養育者の愛着関係についての理論モデル、2) 介入の目標、3) 技法、4) 治癒促進因子、5) 介入の効果指標と効果研究、である。

29 項目からなる愛着行動チェックリスト (ABCL) と 9 項目からなる愛着障害チェックリスト (ADCL) を作成した。

【今後の課題】今年度作成したチェック項目を指標として、愛着治療プログラムを行った例とそうでない例の比較検討を行う。

2) 虐待を受けた子どものトラウマとその治療に関する研究（田中究）

【目的】近年、トラウマに関しては、言語や遊戯を用いた所謂心理療法のみではなく、芸術や身体を用いた治療や集団治療が行われるようになってきている。アメリカのトラウマセンターで行われている演劇療法を行う前提として、音楽療法を施設に入所している虐待を受けた子どもたちに行い、その効果を判定する。

### 【方法】

①基礎研究として、児童養護施設における心理療法の実態調査

兵庫県児童養護協議会に加盟する児童養護施設（14施設）に入所している児童で、何らかの心理的問題や精神科的な問題で相談機関、医療機関にかかっているものの実態、アンケート方式で調査する。

②ある養護施設において、音楽療法を開始した。

### 【結果】

①これまで施設に係ってきた専門家があまり、調査項目を策定して、アンケートを完成させた。

②音楽療法のプログラムを作り、パイロットスタディーを行い、参加児の行動が穏やかになったとの報告を受けている。

### 【今後の課題】

①作成したアンケートにより、調査を行う。  
②音楽療法の効果を判定すると同時にストーリー化した演劇療法への発展を試みる。  
3) 虐待を受けた子どもの感覚運動障害および自己感の障害とその治療に関する研究（星野）

【目的】これまでの研究において、虐待を受けた子どもの感覚運動障害および自己感の障害が報告されている。それを確認するとともに、それに対する治療として、感覚統合療法を用いた治療の効果を判断する。

(1)被虐待児の自己調節と感覚統合障害との関連性に関する研究

【方法】児童養護施設入所中の3-6歳の幼児12人に対し、医師による診察、田中ビネー検査、子どもの行動チェックリスト(以後乳幼児版ACBL)の職員による記入、および作業療法士による臨床観察を行った。作業療法士による臨床観察は、日本版ミラー発達スクリーニング検査(以後JMAP)を参考に、評価の上で特に重要と考えた項目(基礎指標と協応性指標)を中心に評価を行い、さらに投球・捕球の様子はビデオに撮影して観察を行った。

【結果】1例をのぞく全例に何らかの自己調節の問題があり、愛着の問題と密接に関わっていることが考えられた。また外傷体験によると思われる症状の強いケースにおいて特に感覚統合上の問題点を有することが多いことが疑われた。作業療法士による評価から、特に体の姿勢やバランスを維持する項目において注意域の症例が多く、過去の生育歴の中で、だっこをされる経験や身体を使った感覚運動を刺激する遊びの体験の少なさの影響があることが考えられた

(2)被虐待児の行動の問題に対する作業療法の試み

【方法】作業療法を行った虐待を受けた子ども1例を詳細に分析した。

【結果】10ヶ月余りの作業療法を実施し、体の使い方、課題遂行に良い変化が見られたが、注意・衝動性の問題、自制力の弱さ、連続性(安定性)のなさは問題として残った。この結果を踏まえて作業療法の適応に関して考察した。

(3)動物介在療法に関する文献的研究

【方法】被虐待児や非行少年に対して、我が国において動物介在療法が可能であるかを文献的に調査、考察した。

【結果】被虐待児・非行少年への動物介在療法については、まだ文献的にも結論は出ていないが、欧米では積極的に試行されている。我が国では皆無である。文献および研究者の体験から、具体的なメリットと問題点を挙げた。

6. 分離ケアに関する研究

1) 要保護児童の一時保護のあり方に関する研究(安部)

【方法】

①全国の児童相談所に一時保護の実態と心理職の関わり、重大非行事件等への対応を調査した。

②一時保護所での困難場面調査

③委託一時保護(里親を含む)の実態と意識調査

全国の児童相談所に一時保護所に関するアンケート調査を行い、実態を把握した。

④各所の取り組みに関する情報を収集した。

【結果】

①児童相談所調査の回収率は74.3%であったが一時保護所を併設しているところでは77.7%と高く、関心の高さがうかがわれた。一時保護所を規模別に見て検討したところ、保護所全体としては、大都市ほど大規模で入所期間が長いことが明らかとなった。また、居室に関しては小規模な施設では個室化している傾向があったが、大規模な施設では平均3.6人が一部屋に生活していた。大規模施設で個室がないところは約60%に上った。運動ができる場所の確保も重要な問題であり、教育権の問題も大きい。なお、心理士配置は65%であった。

一時保護所が満杯である背景には、乳児院や養護施設の充足率が高いことが一時保護所に影響していると考えられた。

重大事件に関する一時保護に関しては、殆どが3日以内に家庭裁判所に送致されて



おり、福祉の必要性は感じていながらも、現状の一時保護所では対応が困難であるという認識が強かった。

②困難場面に関しては、112例の報告があった。内容に関しては、子どもから職員への反抗・暴力が約半数と最も多くを占めた。また、多くが子ども集団ではなくて子ども1名に対する対応困難場面で、興奮、パニック、あるいは器物損壊などといった要素と関連があった。職員1人当たりの子どもの数が少ないほど困難場面は少ない傾向にあった。保護所の規模に関しては、少なくとも、対職員暴力、器物破損について、施設規模が小さいほど、対応困難事例が少なくなっていた。

③委託一時保護に関しては、224機関から回答があり、児童相談所の調査とあわせて検討した結果、委託一時保護は、大きく分けて「夜間・緊急」「保護者の危険からの保護」など一時保護所の機能とほぼ同様のニーズのものと、一時保護所で対応が困難な「専門的な対応」や28条等をふまえた「措置を前提とした長期化」のニーズからのものがあり、それに応じて委託先が選択されていた。量的にも質的にもニーズは増加している。課題としては、委託料の改善が大きな課題であり、次に児童相談所の情報提供や連携など強い支援が求められている。精神病院への委託一時保護に関しては、かなりの実績もあり、また今回の調査でも積極的な活用を考える児童相談所が過半数を占めたが、現状では、入所可能な精神病院等がある児童相談所は全体の3分の1にすぎず、また一般の精神病院等は成人の入院患者がほとんどであり、「子どもを入院する環境として適切ではない」という意見も強い。一方、少年鑑別所への委託一時保護については、実績はほとんどなく、また行政権限のみで子どもの行動を制限することに慎重な意見も多かった。

④さまざまな一時保護所での取り組みの情報を詳細に收拾することができた。

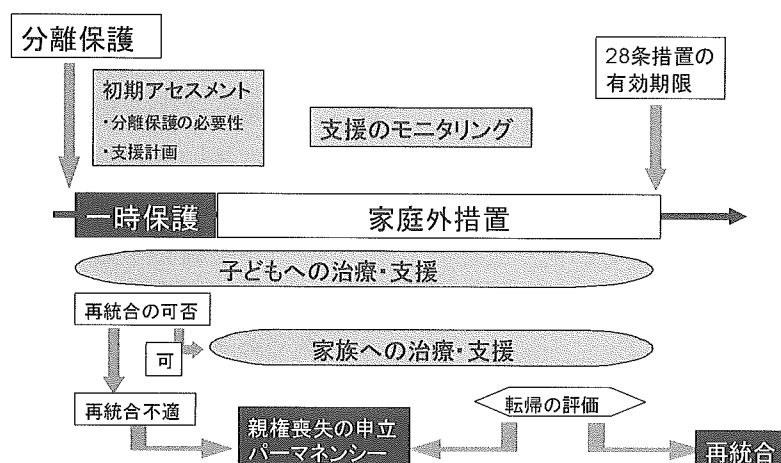
2) 虐待を受けた子どもと親への支援・治療の評価に関する研究(小野)

【方法】和歌山児童相談所の一時保護所入所139例(全虐待事例693例の20%)の詳細調査を行った。

【結果】54例(39.0%)が1ヶ月以上の長期化(親との交渉、司法)をしていた。一時保護したうちの65例(46.8%)が家庭外措置、つまり施設や里親への措置となっていた。そのうち、6ヵ月後の家庭復帰は5例(8.3%)と少なかった。また、性的虐待は特徴的で、一時保護の長期化し、家庭外措置が高率であった。

【課題】被虐待児の保護と支援のためには適切なアセスメントと支援プログラムの確立は不可欠である。被虐待児の心理アセスメントや虐待リスクのアセスメントについては既に有用なものが開発されているが、より合理的・効果的な児童保護のためには、再統合の可能性の評価とケース終結(パーマネンシー)の判断について検討する必要があると考えられた。次にあげる図は、分離保護後のアセスメントと支援・治療のタイムフレームである。それぞれの時期のアセスメントが必要となる。

## 分離保護後のアセスメントと支援・治療のTime Frame



3) 虐待を受けた子どものパーマネンシープランの立て方と親子家族の再統合支援に関する研究 (田中哲)

【方法】特定非営利活動法人『子ども虐待を考える会』(理事長・田中 哲)が平成16年度以来、同団体の中心的活動として企画・着手している、大学生対象のトレーニングプログラムに理論的な検討を加え、養育困難家庭に対する育児支援活動として実践に移すための共同作業として行った。

【結果】小規模の民間団体に遂行可能な範囲で、親に対するケアとして最もユーティリティーの高いと考えられる民間サービスはネグレクトないしネグレクトのリスクの高い家庭(主に母子家庭を想定)に家事ないし育児支援のボランティアを派遣する構想であった。ボランティアによる介入を可能にする、専門家によるフォローや、スーパーバイズ、あるいは危機管理のシステムも当然必要となるので、このための人材確保も計画的に行うこととし、これらを本プロジェクトの基礎計画として実施を開始した。

4) 施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究 (加賀美)

【方法】

①過去にマスメディア等で大きく報道された S 県 2 施設 N 県 1 施設の施設内虐待の実態・介入経過・改善への取り組み等を関係施設やその他関係者から聞き取り(ヒヤリング)調査を行った。加えて S 県に於ける人口動態と過去 10 年間(1988 年から 2004 年)児童相談所への虐待相談通告件数の推移についての実態を把握した。

②平成 7 年度から 17 年においてマスメディア報道された 45 件の施設内児童虐待の地域別件数の把握を行った。

【結果と考察】

①聞き取り調査の結果、3 施設とも、以前から児童相談所が施設長や職員の虐待を把握していたにもかかわらず、改善が見られなかったものであり、マスメディアがからんで、県当局の担当課が介入・指導・改善勧告した。そうした経緯を経て、法人理事、施設長、関係職員の更迭、また施設によっては県が介入指導、改善委員会の立ち上げ等の措置がとられていた。又、3 施設に共通するのは地域社会から孤立し、閉鎖的傾向があり子どもたちも地域社会との関わりを殆ど持ってこなかったということも判明した。さらに、3 施設とも施設長の権力集中のもとに(いずれの施

設にもその配下で施設長権力の代行者が存在)管理、統制する仕組みが構築され、それが当該施設の文化として永年定着してきた結果であると考えられた。更に、S県に於ける児童人口は緩やかに減少しているにもかかわらず、児童相談所への虐待相談件数は1998年頃まで緩やかに増加してきたのが2000年以降、急速な増加を見ていた。このような、大都市近郊の状況も何らかの影響がある可能性がある。

②マスメディアに掲載された施設内虐待は大都市近郊に多く、マスメディアの関心の高い地域で多くなっていた。つまり、これは実数ではなく、疑いを明らかにする大きな力が必要であることを示している可能性がある。

## 7. 非行・加害・問題行動に関する研究

### 1) 発達障害・被虐待体験・非行(加害行為)の関係に関する研究(田中康雄)

【方法】道内の関連施設を訪問し、参与観察を行いながら、事例検討を行い、文献的検討も加えながら、発達障害と虐待が加害や非行に至る過程に関する理論構築を試みた。

【結果】さまざまな角度からの文献的考察をまとめた。特に、育ちについて概括すると、出生直後の子どもの混沌とした不安と恐怖を和らげるのは、安定した栄養補給と身辺処理である。他者からのお世話を正しく他者と認識することから他者への基本的信頼感が生まれ、共感や一体化が生まれる。これが愛着の形成である。その経験を通して「護られ感」が育ち、間主観的体験を経て初めて自己を意識することが出来る。次に非言語的感情交流から言語的交流、すなわち愛着対象との双方向的やりとりを経て、対象を内在化していく。子どもは内在化した対象を喪失しないために接近と分離を繰り返していく。この接近と分離の繰り返しと、内在化した他者を外在化した対象としてモデル化していく過程において、子どもは他者のまなざしを手に入れ

る。いわゆる心の理論の獲得である。そして、この愛着対象者への安心と信頼をバネにして、子どもたちは社会ルールを学んでいくことになる。しつけと称されるこの社会性の獲得は、単純なパワーゲームではなく、愛着者への期待に添いたい(愛される、誉められる、認められる)という気持ちが基盤になる。ここでルールを獲得すると、それは衝動性の自己抑制を学ぶことになる。いわゆる我慢という世界である。

このように考えていくと、生来性の発達障害による社会性の育ちの躓きと、被虐待体験による躓きは、結果的に類似する可能性が高い。そのために社会性の獲得がパワーゲーム化してしまうことで、被害体験から加害行為への移行が成立し、非行行動は出現すると仮定することも可能であると考えられた。

### 2) 加害行為を行う子どものアセスメントとケアに関する研究(富田)

【方法】全国児童自立支援施設の職員13名からなる検討委員会を立ち上げ、児童自立支援施設におけるアセスメントの意味とそのあり方についての検討を行った。それに基づいて評価項目を作成し、概念構成を試みた上で、児童評価票の試案を作成した。

【結果】概念図の項目としては、①耐える力の成長、②コミュニケーションの成長、③対人関係の成長、④自己評価の成長、⑤生活の成長、に分けることが可能であり、①耐える力の成長に関しては、コミュニケーション軸、対人関係軸、自己評価軸に分けることが妥当と考えられた。

【今後の課題】作成した概念図を基に、多くの児童自立支援施設職員に実際に記入してもらい、妥当性を検討する。

《一般への還元》

シンポジウムの実施

平成18年2月19日に、「子ども虐待対応

の展望」と題したフォーラムを開催した。本研究班が中心となり、子ども家庭総合研究で、虐待になんらか関係していると考えられる4つの研究班が共催となって開催した。特に、本年度で研究を終了する、「被虐待児の医学的総合治療システムのあり方に関する研究」（主任研究者 杉山登志郎）および「児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的アセスメントに関する研究」（主任研究者 西澤哲）の研究結果を踏まえながら、制度と実践の課題に関するシンポジウムが行われた。内容は別紙パンフレットを参照して欲しい。当日は北海道から沖縄まで、約340名の参加者が集まった。アンケートも218名から回収でき、好評であり、今後もこのようなフォーラムの開催を希望する声が多かった。

#### D. 考察

本研究は虐待を受けた子どもへの「切れ目のない支援」を行い、更に、非行・加害に結びつくことを予防するための研究である。研究を統合した形で行うことにより、全体を展望し、切れ目のない支援に結びつけることができると考えて行った。そのために、年3回の研究班会議は1日をかけて議論を行うことに集中した。しかしながら、1日では議論がし尽くせないこともあり、集中的な議論を行えるような方法も考えなければならない。特に在宅支援チームに関しては、それぞれの分野でのガイドラインは全体を見通したものでなくてはならないため、チーム内の議論を尽くしていく必要がある。

医療データベースおよび文献のデータベースの必要性を明らかにして、データベースを構築したが、それを改善していく人が必要である。また、有効性が示されたデータベースに関して、他の機関などに広げていくことが必要となる。トレーニングに必要な基礎的

考え方を明らかにできたが、今後、実際にどのような形でトレーニングをすることができるかを明らかにしなければならない。

予防に関しては、乳児期早期の予防の効果が明らかとなった。また、妊娠期からのSBSの予防法が示された。今後、SBSのみならず、他の虐待を含め、妊娠期からの予防法を提示していくことが必要である。育児支援家庭訪問事業や親支援グループに関しては適応を十分に把握した対応が必要であることが明らかとなった。

わが国では、児童相談所への性的虐待の相談件数は少ないが、疫学調査では多くの子どもが被害を受けていることが明らかであり、病院などで発見が増加している。先手を打って制度を構築しておかないと、急速な増加に追いつかない危険性がある。また、男児の性被害・性虐待は加害に転化する可能性があり、重要な問題である。ケアプログラムが開始され、また、司法面接の基礎が明らかになった。今後、ケアプログラムの効果の判定および司法面接が実際に行えるような対策に関する検討が必要である。SBS、MSBP、NOFTT、SAに関しては、医療における実態が明らかになり、医療におけるガイドラインの必要性が示された。

在宅ケアに関してはそれぞれの実態が明らかになったが、それぞれが使用できるガイドラインとともに、連携に供するマニュアルの作成が必要であると考えられた。

愛着、トラウマ、自己感の問題に関する治療法に関しては、その基盤や方法論が明らかとなり、パイロットスタディーが行われた。今後、効果判定を行う必要がある。

分離ケアに関しては、一時保護所の実態が明らかになり、多くの問題点が示され、一時保護所の改革の必要性が示された。今後、改革の方向性を示す研究が必要である。また一時保護に始まり、ケア開始から終結までを考慮した経時的アセスメントシステムとケア